

（公財）水俣・芦北地域振興財団 地域振興事業助成金交付要領

（目的）

第1条 この要領は、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団業務方法書（地域振興事業関係）（以下「業務方法書」という。）に定めるもののほか、業務方法書第4条に定める関係市町等（以下「関係市町等」という。）が実施する地域の再生・振興に関する事業（以下「地域振興対策事業」という。）のうち、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団（以下「財団」という。）が助成対象等とする事業（以下「助成対象事業」という。）について必要な助成金の交付手続きを定めるものとする。

（助成対象者等）

第2条 助成対象者、助成対象事業及び助成金の限度額等は、業務方法書第4条、第5条及び第6条の定めるところによる。ただし、千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（事業実施計画書の提出）

第3条 助成金の交付を受けようとする関係市町等は、事業実施計画書（別記第1号様式）に必要な書類（別記第1号の2～9様式等）を添えて財団の理事長に提出するものとする。

2 地域振興対策事業が、国又は県の補助対象事業として決定されたときは速やかに今後の対応を理事長に報告するものとする。

（助成金の交付予定額の通知）

第4条 理事長は、前条の事業実施計画書を受理し、審査の結果適当と認めるときは、助成金の交付予定額を関係市町等に通知するものとする（別記第2号様式）。

2 理事長は、審査の結果、不適当と認めるときは、その理由を通知するものとする（別記第3号様式）。

（交付申請書の提出）

第5条 前条第1項の通知を受け、助成金の交付を受けようとする関係市町等は、助成金交付申請書（別記第4号様式）に必要な書類（別記第1号の3様式）を添えて財団の理事長に提出するものとする。

（交付決定の通知）

第6条 理事長は、前条の助成金交付申請書を受理し、審査の結果助成金を交付すべきものと認めるときは、その内容及び条件等を関係市町等に通知するものとする（別記第5号様式）。

(変更等)

第7条 助成金の交付を受けようとする関係市町等は、助成金交付申請書の内容を変更しようとする場合、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金変更申請書（別記第6号様式）に必要な書類（別記第6号の2様式等）を添えて遅滞なく提出するものとする。

(1) 補助対象事業の主要部分の変更

(2) 補助対象経費の30%を超える変更

2 理事長は、前項の助成金変更申請書を受理し、審査の結果変更を適当と認める場合において、既交付決定額の増減がある場合には前条の規定に準じて通知（別記第5号様式）し、既交付決定額の増減がない場合には事業内容の変更を承認する旨を通知（別記第7号様式）するものとする。

(事業の中止及び廃止)

第8条 助成金の交付決定を受けた関係市町等は、事業を中止し、又は廃止する場合には、助成事業中止（廃止）承認申請書（別記第8号様式）を提出しなければならない。

2 理事長は、前項の助成事業中止（廃止）承認申請書を受理し、適当と認める場合において、事業の中止又は廃止を承認する旨を通知（別記第9号様式）するものとする。

(事業完了及び事業完了報告書の提出)

第9条 第6条又は第7条第2項の規定により助成金の交付決定を受けた関係市町等は、助成金の交付の決定に係る会計年度の2月21日までに事業を完了し、事業完了後もしくは廃止の承認後30日以内または助成金の交付の決定に係る会計年度の3月15日のいずれか早い日までに、事業完了報告書（別記第10号様式）に必要な書類（別記第10号の2及び3様式等）を添えて理事長に提出するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情により、定められた期日までに事業の完了及び事業完了報告書の提出ができなくなったときは、速やかに財団事業第一課に協議するものとする。

2 理事長は、前項の報告書等の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、報告内容が助成金交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、関係市町等に通知するものとする（別記第11号様式）。

なお、内容に疑義があるときは、その旨を関係市町等に通知のうえ、交付すべき助成金額の範囲内で確定し、その確定額を通知することができる。

(助成金交付請求書の提出)

第10条 前条の規定により助成金確定の通知を受けた者は、速やかに助成金交付請求書（別記第12号様式）を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の提出を受けた場合は、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の概算払)

第 1 1 条 交付決定を受けた関係市町等は、前条第 1 項の規定に関わらず概算払請求書（別記第 1 3 号様式）を提出し、理事長は、必要と認める場合には概算払をすることができる。

この場合、概算払で交付された額は、概算払請求の根拠となった事業費の支払いに充当しなければならない。

2 交付決定を受けた関係市町等は、当該助成対象事業の完了後、第 9 条第 1 項に規定する書類を提出するものとし、理事長は、必要と認めるときは、助成金の精算を求めることができる。

(調査等)

第 1 2 条 事業実施計画書、助成金交付申請書等を提出した関係市町等は理事長が行う関係書類の審査及び必要とする現地調査に応じなければならない。また、過去 3 か年に助成交付金を受けた関係市町等は、助成交付金の適正な運用がなされているか確認するための、財団が行う調査に応じなければならない。

(備品台帳の整備及び関係書類の保存)

第 1 3 条 助成金交付を受けた関係市町等は、備品等を購入した場合は、備品台帳を整備するものとし、その他備品台帳を含む当該事業の施行に関する書類を整備し、かつ、これを事業完了後 3 年間保存しなければならない。

(助成金の返還等)

第 1 4 条 理事長は、助成金の交付を受け又は受けようとする関係市町等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成金交付の決定を取り消し、若しくは既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる（別記第 1 4 号様式）。ただし、天災その他やむを得ない事情により事業の遂行ができなくなったときは、その事業を十分考慮のうえ、助成金の返還を求めるものとする。

(1) 業務方法書及びこの要領の事項に違反したとき

(2) 助成金交付決定の内容及び条件等に違反したとき

(3) 偽り、その他不正の行為があったとき

(4) 天災その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により当該事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

2 理事長は、関係市町等に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(広報)

第 1 5 条 交付決定を受けた関係市町等は、交付決定事業に係る施設又は設備若しくはソフト事業のポスター・チラシ・看板等に「水俣・芦北地域振興計画に基づく地域振興事業として、（公財）水俣・芦北地域振興財団の助成により整備（実施）した」旨の表示を行うものとする。

なお、表示にかかる経費は助成対象とする。

- 2 各市町は、関係する交付決定事業について、広報誌等を通じ「水俣・芦北地域振興計画に基づく地域振興事業として、（公財）水俣・芦北地域振興財団の助成金で実施（整備）した」旨の広報を行うものとする。ただし、広報誌の掲載が難しいものについては、事前に財団事業第一課に協議するものとする。

附則

この要領は平成24年4月27日から施行し、平成24年度の事業計画書及び予算に係る助成金から適用する。

附則

この要領は平成24年10月31日から施行する。

附則

この要領は平成25年10月28日から施行する。

附則

この要領は平成26年10月7日から施行する。

附則

この要領は平成27年9月4日から施行する。

附則

この要領は平成28年8月29日から施行する。

附則

この要領は平成29年8月22日から施行する。

附則

この要領は平成30年1月25日から施行する。

附則

この要領は平成30年9月20日から施行する。

附則

この要領は令和元年10月23日から施行する。ただし、令和元年度に交付決定した事業には適用しない。

附則

この要領は令和2年8月26日から施行する。

附則

この要領は令和3年12月3日から施行する。

附則

この要領は令和4年8月23日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附則

この要領は令和7年9月22日から施行し、令和8年度事業から適用する。